

令和2年度  
港区内部統制評価報告書審査意見書

令和3年11月

港区監査委員

3 港 監 第 6 4 1 号  
令和3年11月10日

港 区 長 武 井 雅 昭 様

港区監査委員 徳 重 寛 之

同 高 橋 元 彰

同 池 田 幸 司

令和2年度港区内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、令和2年度港区内部統制評価報告書を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

(別紙)

## 令和2年度港区内部統制評価報告書審査意見

### 第1 審査の対象

「令和2年度港区内部統制評価報告書」(以下「報告書」と言う。)

### 第2 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、港区長が作成した報告書について、港区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

### 第3 審査の実施内容

報告書について、港区長及び内部統制評価委員会から報告を受け、港区監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

### 第4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

### 第5 その他意見

内部統制の運用に関しては、リスク選定や自己評価の基準が明確でないために、類似したリスクであっても、所管によって取扱いに差が認められた。内部統制制度が効果的に運用されるためには、リスク選定及び自己評価が適切に行われることが重要である。

また、「リスクの選定 (Plan)」、「予防策の実施 (Do)」、「不適正事務の把握、再発防止策の検討 (Check)」、「予防策の見直し (Action)」のPDCAサイクルを徹底し、自律的な管理体制を構築することがリスクの低減を図ることにつながる。

今後、他自治体における取組事例も参考にしながら、所管による不適正事務の把握や再発防止策等の詳細な検討を踏まえ、内部統制推進委員会のモニタリングにより、実効性を一層高めてもらいたい。また、リスク選定及び自己評価を行う際の判断材料等を十分精査し、あらかじめ、より明確な基準とすることで内部統制制度の機能強化に取り組まれない。